

令和8年度 第1回 福井・坂井地域医療構想調整会議
福井分科会

令和8年8月18日（火）19時～

資料3

地域で不足する医療機能に関する 届出状況等について （外来医療計画関連）

地域で不足する医療機能に関する要請（外来医療計画関連）

要請内容

- 外来医師多数区域である福井・坂井医療圏の新規開業希望者（診療所の移転や開設者変更の場合の開設許可申請や届出を行う者を含む。）に対し、不足する医療機能を担うよう要請
- 要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由等について協議の場で確認を行い、その結果を県のホームページなどで公表

（坂井地域は人口あたりの診療所医師数、病院・診療所数が県内で最も少ないため、新規開業者に合意までは求めない。）

【不足する医療機能】① 訪問診療、往診

- ② 休日当番医（休日、夜間に輪番による在宅当番医や休日・夜間急患センターに参加している医師または医療機関）
- ③ 休日における外来診療（休日とは、日曜および国民の祝日に関する法律により規定している休日）

要請手順

- ① 外来医師多数区域に所在する保健所は、新規開業希望者が診療所開設に関する事前相談に来所する機会や開設の届出様式を入手する機会に、当該区域での開業に当たって地域で不足する医療機能を担うよう要請
- ② 新規開業者は、届出様式の「地域で不足する医療機能のうち提供する医療機能等の欄」に提供する機能等を記入し、所管する保健所に提出
- ③ 新規開業者の要請に対する合意状況については、「外来医療に関する協議の場」（地域医療構想調整会議）で確認し、合意しない場合は、協議の場において当該新規開業者との間で協議

<参 考> 診療所開設届書 様式の抜粋

(参考) 診療所開設届書 様式の抜粋

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 殿

開設者住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

診 療 所 開 設 届 書

下記のとおり診療所を開設したので、医療法第8条により届けます。

記

1. 名 称	(画 一)
2. 所 在 地	
3. 開 設 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日開業予定)
4. 診 療 科 名	
5. 診療日および 診療時間	

*開設者が(歯科)医師個人の場合

開設者が現に他の病院もしくは診療所等を開設し、管理し、または勤務している場合	名 称	
	所 在 地	
	診 療 時 間	から まで
	施設間の距離・所要時間	Km 片道 時間 分
本施設と同時に病院または診療所等を開設しようとする場合	名 称	
	所 在 地	

6. 管理者

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
免許登録年月日	年 月 日	番 号	第 号

7. 従業員定員

医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	歯 科 衛 生 士	看 護 補 助 者	栄 養 士	歯 科 技 工 士	診療放射線技師	診療X線技師	事 務 員	そ の 他				計
-----	---------	-------	-------	---------	-------	-----------	-----------	-------	-----------	---------	--------	-------	-------	--	--	--	---

27. 暖房設備

診察室	処置室	病 室	X線室	分娩室	新生児入浴施設
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

28. その他の施設

看護師室	m ²	事 務 室	m ²	入 浴 施 設	職 員 用	男子	m ²
	m ²	待 合 室	m ²			女子	m ²
	m ²	院 長 室	m ²			共用	m ²
	m ²	応 接 室	m ²		患 者 用	男子	m ²
	m ²		m ²			女子	m ²
医 局	m ²		m ²			共用	m ²

29. 住宅と併設の場合

診療所使用面積	住宅使用面積		
m ²	m ²		

- *添付書類 ①付近の見取図
②建物の平面図
③医師、歯科医師の履歴書
④医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し

【外来医師多数区域の場合】

○地域で不足する医療機能のうち、提供する医療機能等の欄に○を記入してください。

地域で不足する医療機能	提供の有無	地域で不足する医療機能	提供の有無
① 訪問診療、往診		② 休日等当番医	
③ 休日における外来診療		④ 不足機能を提供しない	

○地域で不足する機能を提供しない場合、その理由を記入してください。

理由記載欄

*地域で不足する機能を提供しない場合は、「地域医療構想調整会議」において、提供しない理由等を協議します。

地域で不足する医療機能に関する届出状況等（外来医療計画関連）

福井地域における医科診療所の開設状況（令和7年12月～令和8年6月）

医療機関の名称	開設届出日	届出事由	所在地	主な診療科	不足する医療機能の提供			
					訪問診療、往診	休日当番医	休日外来	左記3項目に該当なし
細川内科クリニック	12/1	移転	花堂中	内科、糖尿病内科		○		
おおわだ眼科	12/1	個人→法人	大和田	眼科				○
平井内科クリニック	1/1	開設者変更		内科、循環器内科、呼吸器内科		○		
丸の内内科クリニック	3/5	開業	中央	内科、循環器内科		○		
もりおか眼科	4/1	開業	上野本町	眼科				○
リハビリ藍クリニック	4/1	開業	北四ツ居	リハビリテーション科				○
六条ホームやわらぎ医務室	4/1	移転	下六条町	内科				○
みのり眼科	5/1	個人→法人	みのり	眼科				○

医療機関の名称	該当しない理由	理由の妥当性（案）
おおわだ眼科	眼科専門の診療所であり、不足する医療機能として整理されている項目について、該当するものがない。	医療法人の設立に伴う届出であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再要請の対象外としてはどうか。
もりおか眼科	眼科専門の診療所であり、不足する医療機能として整理されている項目について、該当するものがない。	幅広い患者を対象とした外来医療を提供していないため、再要請の対象外としてはどうか。
リハビリ藍クリニック	リハビリテーション専門の診療所であり、不足する医療機能として整理されている項目について、該当するものがない。	幅広い患者を対象とした外来医療を提供していないため、再要請の対象外としてはどうか。
六条ホームやわらぎ医務室	入所者を対象とした診療所であり、幅広い患者を対象とした外来医療は提供していないため。	同一建物内における移転であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再度要請の対象外としてはどうか。
みのり眼科	眼科専門の診療所であり、不足する医療機能として整理されている項目について、該当するものがない。	医療法人の設立に伴う届出であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再要請の対象外としてはどうか。

- ・ 外来医療計画においては、要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由などについて協議の場で確認することとしている。
- ・ 上記の「理由の妥当性（案）」が適切かどうかご意見を伺いたい。